

# 家畜衛生だより

平成29年7月第10号(牛)  
東部・北部家畜防疫獣医師会  
(公社)千葉県畜産協会  
東部家畜保健衛生所  
TEL: 0475(52)4101  
FAX: 0475(52)3335  
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/>

## 夏季休暇の時期に備え 更なる防疫対策の徹底を!

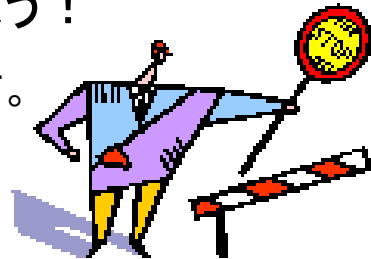
今月末から夏季休暇の時期を迎えるに当たり、日本から海外への渡航者が増えることから、日本へ家畜伝染病が侵入するリスクは高くなると考えられます。また、訪日外国人旅行者数が年々増加していますが、中国や韓国、モンゴルなどの東アジア地域においては、依然として口蹄疫が発生しています。以下のとおり、対策を徹底しましょう!

### ★農場の従業員も含めた畜産関係者は、口蹄疫の発生国への渡航を可能な限り自粛しましょう!

※万が一発生国へ渡航する際、以下の点に注意願います。

#### (1) 渡航に当たっての注意

- ① 農場やと畜場などの畜産施設に立ち入らないこと。
- ② 海外で動物との不用意な接触を避けること。
- ③ 肉製品等を日本へ持ち帰らないこと。
- ④ 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターへ立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。



#### (2) 帰国後の注意

- ① 帰国後1週間、必要がある場合を除き農場に立ち入らないこと。
- ② 海外で使用した衣服及び靴を農場に持ち込まないこと。

#### (3) 農場への病原体の侵入防止について

- ① 農場に持ち込む物品や出入りする車両を消毒すること。
- ② 農場に必要な人以外は立ち入らせない、不要な物を持ち込ませないこと。

### 【口蹄疫特有の疑わしい症状は直ちに通報を!】

口蹄疫の症状は発熱や食欲不振に始まり、後によだれを流したり、口、蹄、乳房に水ぶくれができるのが主な特徴です。

毎日必ず健康観察し、上記の症状を発見次第、すぐに家畜保健衛生所に連絡しましょう。

## 輸入粗飼料に由来する堆肥の 販売・譲渡・施用時には御注意を！

農薬成分であるクロピラリド※が残留した輸入粗飼料が家畜に給与された場合、堆肥を通じて、トマトやスイートピー等の園芸作物や、マメ科牧草等の生育に障害を起こす可能性があります。

輸入粗飼料を購入する際、当該飼料にクロピラリドが残留している可能性があるか、販売業者に確認しましょう。

★詳しくは、別紙を御覧ください★

※クロピラリドは、日本では農薬として登録されていませんが、粗飼料や飼料穀類の多くを輸入しているアメリカ、オーストラリア、カナダ等で使用されている広葉雑草(クローバー等)を枯らす除草剤の成分です。

## セフチオフル製剤の慎重使用について

セフチオフル製剤は人の医療上も含め、極めて重要な第3世代セファロスポリンの抗菌剤です。

薬剤耐性菌が選択されるリスクを低減させるため、より一層の慎重使用を徹底する必要があります。

### <慎重使用のポイント>

- ① 第一次選択薬が無効の場合にのみ、セフチオフル製剤の使用を検討すること。
- ② 治療対象となる細菌の薬剤感受性試験を行い、セフチオフル製剤に対する感受性を確認すること。
- ③ 承認された用法・用量、効能又は効果に基づき、必要最小限の期間の投与とすること。
- ④ 投与後一定期間内に治療効果を判定し、効果が見られない場合には、獣医師の判断により使用する薬剤を変更すること。

## ○ 畜産農家の皆様へ ○

### 輸入飼料を給与した牛に由来する 堆肥を販売・譲渡・施用する際にはご留意ください！

海外で使用された農薬の成分(クロピラリド)が含まれた飼料が家畜に給与された場合、堆肥を通じて、トマト、スイートピー等の園芸作物や、マメ科牧草等※の生育に障害を起こす可能性があります。



### ○ 牛由来の堆肥を販売・譲渡する際には、情報を共有しましょう。

- 輸入飼料※1を給与した牛※2に由来する堆肥（排せつ物を含む）を、耕種農家や堆肥センターに販売・譲渡する際には、**「牛ふん堆肥は、クロピラリドが含まれている可能性があるため、使用に当たっては作物の種類や施用量等に留意する必要がある」**ことについて情報を共有しましょう。

※1 平成28年度の実態調査において、輸入粗飼料のみならず穀類やその加工穀類（小麦ふすま、大麦ぬか）にもクロピラリドが含まれていることが認められました。

※2 上記調査において、肥育牛由来の堆肥は、乳用牛由来の堆肥に比べ濃度が高い傾向が認められました。（これまで豚ふん・鶏ふんのみ由来する堆肥の施用による被害の発生は報告されていません）。

### ○ マメ科牧草に堆肥等を施用する場合には、留意が必要です。

- 生育障害が出ないことについての確認や、堆肥製造時の活性炭の混合等の被害軽減対策を実施した上で施用しましょう。

### ～ 参 考 ～

- ① クロピラリドは、広葉雑草(クローバーなど)を枯らす除草剤の成分で、我が国が粗飼料や飼料穀類の多くを輸入している米国、豪州、カナダ等の各国で使用されています(我が国では申請がなく農薬登録されていません)。
- ② クロピラリドは、家畜の体内から速やかに排出され、家畜や人に対する毒性が低いので、飼料に含まれていても、家畜や人の健康に影響を及ぼす心配はありません。
- ③ クロピラリドに対する感受性は、作物や品種により大きく異なりますが、トマト、ナス、大豆、スイートピー、マメ科牧草などの作物にごく低濃度でも障害を引き起こす可能性があります(イネ科作物は耐性があるため、通常の施用量では稲、麦、とうもろこしやイネ科牧草の生産に障害を引き起こす心配はありません)。